

(第11回検討会資料)**医療安全調査委員会（仮称）における調査について****1. 届出・調査依頼に当たっての相談について**

届出・調査依頼に当たっては、遺族及び医療機関からの相談を受け付ける体制を整備することとしてはどうか。

- (7) 遺族からの相談については、調査依頼の手續や医療安全調査委員会（仮称。以下「委員会」という。）による調査の手續等について、必ず丁寧に説明することとしてはどうか。
- (1) 医療機関からの届出の手續や、調査の手續等に関する相談を受け付けることとしてはどうか。

2. 届出・調査依頼受付後の取扱いについて

届出や調査依頼を受け付けた後、例えば以下の(ア)～(エ)と判明した場合は、原則として委員会による解剖を伴う調査は行わないこととし、必要に応じて当該医療機関における調査・説明や民間の裁判外紛争処理機関を活用するなど、当事者間の対応に委ねることについてどう考えるか。

- (7) 委員会及び医療機関が、解剖の必要性について、遺族に丁寧に説明して納得が得られるように努めたにもかかわらず、遺族から解剖の承諾が得られない場合
- (1) 既に遺体がない場合

→ (ア) (イ) のような場合は、解剖所見が得られないことにより、医学的な観点からの正確な死因究明が困難であるために、委員会としての報告書を責任を持って作成することができないのではないか。

→ (ア) (イ) のような場合でも、委員会が調査の必要性を認めた場合には、診療録等の評価等により、当該医療事故の発生に至った原因分析を行うこととしてはどうか。

- (ウ) 行った医療の問題ではなく、疾病自体の経過としての死亡であることが明らかになった場合
- (イ) 行った医療に起因して長期間の入院が必要となったが、その行った医療に直接起因しない死亡であることが明らかになった場合

3. 委員会から捜査機関に通知を行う必要がある場合について

以下のような場合は、委員会から捜査機関に通知を行う必要があるのではないか。

- (ア) 故意や重大な過失があった場合
- (イ) 過失による医療事故を繰り返しているなどの悪質な場合（いわゆるリピーター医師など）
- (ウ) 医療事故が起きた後に診療録等を改ざん、隠匿するなど、非常に悪質な場合